



第5章

放射線対策の概要

- 原発放射線影響対策の基本方針 ● 第1節
- 3つの方針の策定とその概要 ● 第2節
- 測定・検査の実施と各種措置の状況 ● 第3節
- 放射線影響をめぐるその他の動き ● 第4節
- 仏像となってふるさとに帰った高田松原の松の木 ● コラム

原発放射線影響対策の 基本方針

1 原発事故の影響の波及

本県には、原子力発電所等の原子力事業所が立地していないものの、大震災津波によって発生した東京電力福島原子力発電所事故は、放射性物質の拡散に伴う除染作業の実施や生産活動の停滞など、長期的かつ広範囲にわたって県民生活に影響を与えたこととなった。

原子力発電所事故による本県への影響が懸念される中、県は、平成23年5月11日に、国の示すルールに沿って、県内3地域（県北東部、県北西部、県南部）で牧草を採取し、放射性物質の影響について調査を実施した。調査の結果、滝沢村で採取した牧草から、国が定めた乳用牛（経産牛及び初回種付け以降の牛）及び肥育牛に給与する粗飼料の暫定許容値（以下「飼料の暫定許容値」という。）を超える放射性セシウムが検出された。

さらに、一関市の放射線量の測定や、宮城県における県境の牧草の放射性物質測定結果を踏まえ、牧草の安全性を再確認するため、県南部の放射性物質検査を実施した結果、一関市（藤沢町）、遠野市、陸前高田市、平泉町、大槌町で、飼料の暫定許容値を超える放射性セシウムが検出された。

2 県産牛肉から基準を超える放射性物質を検出

県は、飼料の暫定許容値を超過した滝沢村、一関市（藤沢町）、遠野市、陸前高田市、平泉町、大槌町の一部に、乳用牛（経産牛及び初回種付け以降の牛）及び肥育牛への牧草の利用自粛や放牧の見合せを要請するとともに、6月22日に、総務部長を本部長とする原発放射線影響対応本部を設置し、庁内各部局が連携して放射線影響に対応する体制を整えた。

7月13日には、原発事故以降に水田から収集された放射性セシウムを含む稲わらが肉用牛に給与されていた問題で、畜産農家に対し、このような稲わらの利用を差し控えるよう注意を喚起した。

7月16日には、放射性セシウムによる汚染が懸

念される県外産稲わらの給与自粛や、このような稲わらを給与した肥育牛の出荷自粛を要請した。

しかし、7月20日、県内において汚染稲わらが給与された牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された。

3 知事を本部長に原発放射線影響対策本部を設置

この事態を受けて県は、7月29日、原発放射線影響対応本部を、知事を本部長とする原発放射線影響対策本部に格上げし、全庁挙げてこの問題に取り組むべく体制を強化した。

また、同日、原発放射線影響対策本部は「原発放射線影響対策の基本方針」を策定（図5-1参照）し、特に放射線の影響を受けやすいとされる子どもの健康と食の安全・安心の確保を重視していくこととした。



第1回原発放射線影響対策本部本部員会議（平成23年7月29日）

図5-1 原発放射線影響対策の基本方針 (平成23年7月)

1 基本的な考え方

県は、全力を挙げて放射線影響に係る測定及び迅速・適切な公表を行うとともに、本県への影響等を把握し、的確な対策を速やかに講じることにより、県民の安全・安心の確保及び風評被害の防止を図る。

2 測定

- (1) **測定対象**…放射性物質の影響は多岐にわたるが、県民の安全を確保するため、まずは環境に対する基礎的な影響を把握できる、空気、飲料水、土壌等の住環境の調査を優先する。特に、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの健康を重視する観点から、学校などの教育施設等における調査に重点的に取り組む。加えて、食の安全・安心を重視する観点から農林水産物の測定対象の充実を図る。なお、放射性物質が最終的に集まっていくことが懸念される汚泥、廃棄物等についても、調査を行う。
- (2) **測定地域**…県内全域を対象とする。なお、これまでの測定結果を踏まえ、比較的高い値を示している県南地域の測定を優先する。
- (3) **測定体制**…県が現有するモニタリングポスト、ゲルマニウム半導体検出器、サーベイメータを最大限活用するほか、速やかな機器の増設・購入を図る。また、これらの機材を活用し、測定調査に必要な人員の手当てを図る。加えて、外部機関への依頼や事業者への委託など、国及び市町村を含め関係機関・団体の協力を得て体制の充実に努める。

3 迅速・適切な情報公表

- (1) **公表時期**…測定の実施又は検査結果の判明の都度、速やかに公表する。
- (2) **公表内容**…測定・検査結果に併せて当該対象に係る国の基準値等を示すこととし、健康等に対する影響の可能性について説明するよう努める。
- (3) **公表方法**…ホームページをはじめとする県の広報媒体による公表のほか、報道機関に情報提供を行い、県民への迅速かつ効果的な周知を図る。

4 的確な対策の実施

- (1) **対策の考え方**…住環境や農林水産物の測定を実施する中で、県民の健康等に影響が及ぶ、又は、そのおそれがある事案が判明した場合は、速やかに必要な対策を実施する。その際、学校などの教育施設等における環境整備や、安全・安心な農林水産物の確保に対する県民の期待を十分考慮する。
- (2) **放射線量の低減**…県民の健康を守るため、国の方針・見解や学術的な知見に基づき、放射線量の低減措置を講じる。
- (3) **風評被害の防止**…県民の不安解消や風評被害の防止のため、迅速で分かりやすい情報提供を図る。また、報道機関に対する適切な情報提供や県の広報媒体等により、県民はもとより広く県外国外に対して、本県の対策の周知に努める。
- (4) **県民に対する知識の普及啓発**…県の広報媒体を通じて放射線等に関する知識の普及を図り、県民自ら取り組むことができる対応については、啓発を推進するなど、県民の理解の促進と不安解消に努める。
- (5) **国との関係**…放射性物質による汚染については、国の責任において解決すべきものであるが、県としては、国の対応を待つことなく、必要な対策は可能な限り実施する。なお、国に対する要請は、継続し、強力に行っていく。

5 市町村等との連携強化

全県的な対策を推進するため、市町村等と連絡会議を開催し、調整を行うなど、各種関係機関・団体との連携の強化を図る。

3つの方針の策定と
その概要

1 放射線影響対策特命チームを設置

平成23年8月5日、県は、原発放射線影響対策本部に放射線影響対策特命チームを設置した。このチームは、総務部、環境生活部、保健福祉部、商工労働観光部、農林水産部、県土整備部、企業局、教育委員会事務局の職員で構成され、アドバイザーとして委嘱した西崎滋・岩手大学副学長(原子物理学)、佐藤至・岩手大学准教授(応用獣医学)、築城幹典・岩手大学准教授(草地生態学)、板井一好・岩手医科大学教授(公衆衛生学)の4人の外部有識者の助言も受けながら、様々な対策の検討、調整等を行っていた。

原発放射線影響対策本部は、県民の健康と安全の確保に向けた今後の取組の指針として、8月31日に「原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針」を、9月21日に「放射線量低減に向けた取組方針」を、そして10月4日には「県産食材の安全確保方針」をそれぞれ策定した(3つの方針は平成24年4月に一部改正)。

「原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針」では、県内全域できめ細かな測定を行って、多岐にわたる放射線の影響を把握し、県民への情報提供等を行っていくこととし、放射線量等の測定体制や測定の体系、測定の基本的考え方を定めている(図5-2)。

「放射線量低減に向けた取組方針」では、放射線量低減の取組の基本となる考え方を示し、県民が日常生活で受ける放射線量をできるだけ速やかに低減していくため、基本的な考え方や低減措置の対象、低減措置の実施を定めている(図5-3)。

「県産食材等の安全確保方針」では、消費者の安全・安心の確保と風評被害の防止に向けて、生産環境や県産食材等の安全を確保していくための検査の実施や、国の定める基準値を超過した場合の出荷自粛等の要請、県産食材等の安全性に関する情報の提供などを定めている(図5-4)。

県では、市町村や関係機関等と連携しながら、この3つの方針に従って、住環境や教育施設等におけ

る放射線量の測定、県産食材等の放射性物質濃度の測定等を行って、その結果を公表するとともに、測定結果に基づき、放射線量の低減に必要な措置や農林水産物等の出荷・利用等の自粛の要請等の措置を講じている。



サーベイメータ測定風景



Ge半導体検出器

測定風景



モニタリングポスト



サーベイメータ

図5-2 原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針 (平成24年4月)

1 基本的な考え方

- (1) 基本的な考え方…県は、原子力発電所事故による放射性物質の影響から県民の健康と安全を守るために市町村等と連携し、測定機器や体制を整備し全力をあげて県内全域できめ細かな測定を行い、多岐にわたる放射線の影響について把握するとともに、県民に対し迅速かつ効果的な情報提供を行い、県民の不安の解消と風評被害の防止を図る。なお、これまでの取組状況を踏まえ、継続性を持って放射線量等の測定を実施するとともに、放射線量等の変化や原発事故処理の進捗状況に柔軟に対応し、放射線影響対策に万全を期すものとする。
- (2) 県と市町村等の役割分担
 - ア 県と市町村等の役割分担…放射線量等の測定に関する、県、市町村(一部事務組合を含む)及び関係団体等の役割分担は、測定範囲、測定対象及び測定体制等の状況を総合的に勘案しつつ、県が主体的に取り組みながら市町村等と協議のうえ決定するものとし、その測定に当たっては国の協力を得ながら市町村等と連携を強化して行うものとする。
 - イ 費用負担等…原子力発電所事故に係る放射性物質による汚染対策については、国の責任において行うべきものであり、県民の安全・安心を確保するために県及び市町村等が実施した放射線量等の測定等に係る費用についても、国が負担すべきものである。なお、これまで実施したこれらの費用についても、過去に遡って国に負担を求める。

2 放射線量等の測定体制

(1) 放射線量等測定に用いる機器

ア モニタリングポスト…モニタリングポストは、ヨウ化ナトリウム(NaI)の結晶を検出器として利用し、大気中の放射線量(空間線量率)のうちガンマ線を連続して測定する据え置き型の装置であり、極めて低い放射線量まで精密に測定することができる。屋外に置くNaI(Tl)シンチレーション式検出器と屋内に置く測定器で構成され、放射線が検出器に当たると検出器内でかすかな光を発生し、その光を検出・増幅し、放射線量として計測する。岩手県では、昭和63年(1988年)から盛岡市において測定を行ってきたが、原発事故を受け、県内9箇所に増設し、計10箇所において、24時間体制で測定を行っている。

- 調査項目：空間線量率(大気)
- 測定単位： μ Gy/h(マイクログレイ毎時)
- 測定頻度：24時間連続測定
- 設置箇所：盛岡市(環境保健研究センター)、花巻市(花巻地区合同庁舎)、奥州市(奥州地区合同庁舎)、一関市(三反田大気測定局)、大船渡市(大船渡地区合同庁舎)、釜石市(釜石地区合同庁舎)、宮古市(宮古市立宮古小学校)、久慈市(久慈地区合同庁舎)、二戸市(二戸地区合同庁舎)、滝沢村(岩手県立大学)計10箇所(各1台)

イ サーベイメータ(簡易測定器)…サーベイメータは、放射性物質や放射線に関する情報を簡便に得ることを目的とした、小型で可搬型の放射線測定器で、一般環境(低線量)の測定に適したNaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータと、表面汚染等の検査等に適したGM計数管式サーベイメータ(いわゆるガイガーカウンタ)がある。本県では、地表付近の空間線量率等の測定のため、主にNaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータを使用している。

- (ア) NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ…検出器の仕組みはモニタリングポストと同様であるが、測定した結果の正確さではモニタリングポストの方が優る。
- (イ) GM計数管式サーベイメータ(ガイガーカウンタ)…ガンマ線に加えてベータ線も測定するため、表面汚染の測定に向いている。ただし感度が低く、自己照射(測定器自身に存在する放射性物質の影響)も大きいいため、空間線量の測定には適さない。

- 調査項目：空間線量率(大気) ●測定単位： μ Sv/h(マイクロシーベルト毎時)、 μ Gy/h(マイクログレイ毎時)
- 測定時間：1カ所当たり概ね5分
- 配備台数：(ア) NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ35台 (イ) GM計数管式サーベイメータ1台

ウ ゲルマニウム(Ge)半導体検出器…ゲルマニウム半導体検出器は、ゲルマニウムの結晶を検出器として利用したもので、試料中の放射性物質の種類と量を測定できる。ガンマ線を放出する放射性物質は、物質ごとに決まったエネルギーを放出するため、その試料から放出されるガンマ線のエネルギーの種類と強さを計測することで、どのような放射性物質がどれくらい含まれているかを測定する。

- 調査項目：水道水、土壌、食品等 ●測定単位：Bq(ベクレル) ●測定時間：1品目の測定には概ね1時間
- 配備箇所：環境保健研究センター(2)、農業研究センター(1)、工業技術センター(1)

エ Nal(Tl)シンチレーションスペクトロメータ…Nal(Tl)シンチレーションスペクトロメータは、ヨウ化ナトリウム(NaI)の結晶を検出器として利用したもので、測定原理はゲルマニウム半導体検出器と同様。ゲルマニウム半導体検出器と比較してエネルギー分解能は劣るため、数多くの核種が検出される場面には向かないが、検出器部分を液体窒素で冷却する必要がないなど、維持管理が容易である。

- 調査項目：水道水、土壌、食品等 ●測定単位：Bq(ベクレル) ●測定時間：概ね10分～20分
- 配備箇所：農業研究センター 他 計23台

オ 積算線量計…積算線量計には事業所敷地境界及び周辺地区に設置し、環境中の放射線を3ヶ月間に受けた空気吸収線量の積算量として測定するものと、放射線作業従事者等が一定の作業期間に受けた放射線量を積算して測定するものがある。

- 調査項目：空間線量率(大気) ●測定単位：μSv(マイクロシーベルト) ●時間：作業期間による
- 配備箇所：県南広域振興局 他 計43台

(2) 岩手県における測定機器の保有状況

(平成24年4月1日現在)

機器種別		配置場所(配置台数等)	合計
モニタリングポスト		盛岡市(1)(環境保健研究センター、地上14.7m) 花巻市(1)(花巻地区合同庁舎、地上1.0m(以下、同じ。)) 奥州市(1)(奥州地区合同庁舎) 一関市(1)(三反田大気測定局) 大船渡市(1)(大船渡地区合同庁舎) 釜石市(1)(釜石地区合同庁舎) 宮古市(1)(宮古市立宮古小学校) 久慈市(1)(久慈地区合同庁舎) 二戸市(1)(二戸地区合同庁舎) 滝沢村(1)(岩手県立大学)	10
サーベイメータ	Nal(Tl)シンチレーション式	教育委員会事務局スポーツ健康課(1) 環境保健研究センター(1) 広域振興局(計5) (盛岡(1)、県南(2)、沿岸(1)、県北(1)) 保健福祉環境センター(計7) (花巻(1)、一関(3)、大船渡(1)、宮古(1)、二戸(1)) 農業改良普及センター(計10) (中央(2)、盛岡(1)、八幡平(1)、奥州(1)、一関(1)、大船渡(1)、宮古(1)、久慈(1)、二戸(1)) 北上川上流流域下水道事務所(1) 企業局県南施設管理所(2) 教育事務所(計6) (盛岡(1)、中部(1)、県南(1)、沿岸南部(1)、宮古(1)、県北(1)) 工業技術センター(2)	35
	GM計数管式	北上川上流流域下水道事務所(1)	1
ゲルマニウム半導体検出器		環境保健研究センター(2) 農業研究センター(1) 工業技術センター(1)	4
Nal(Tl)シンチレーションスペクトロメータ		沿岸広域振興局(2) (大船渡(1)、宮古(1)) 県北広域振興局(1、久慈) 農業研究センター(2) 農業研究センター畜産研究所(1) 水産技術センター(1、釜石) 中央農業改良普及センター(1) 県立高等学校(計3) (杜陵(1)、盛岡工業(1)、釜石(1)) 県立支援学校(計8) (盛岡視覚(1)、盛岡聴覚(1)、盛岡となん(1)、盛岡峰南(1)、花巻清風(1)、前沢明峰(1)、久慈拓陽(1)、気仙光陵(1)) 株岩手畜産流通センター(岩手県岩畜検査室)(4)	23
積算線量計		県南広域振興局(10) 県南教育事務所(18) 広域振興局及び農林振興センター(計15) (盛岡、県南、沿岸、県北広域振興局、花巻、遠野、一関、宮古、大船渡、二戸農林振興センター 計10公所で、配置を特定せずに使用。)	43

3 測定体系

- (1) 測定時間…原発事故による放射性物質の影響は長期間にわたるものと考えられることから、国もしくは県の判断により測定の必要がなくなるまでの間、測定を行う。
- (2) 測定地域…県内全域を対象とする。ただし、これまでの測定結果及び文部科学省において実施した航空機モニタリング(※1)及び走行サーベイ(※2)等の結果を踏まえ、これらの測定結果が比較的高い値を示す地域の測定を優先する。
- ※1 航空機モニタリングは、地表面の放射性物質の蓄積状況を確認するため、航空機に高感度で大型の放射線検出器を搭載し、地上に蓄積した放射性物質からのガンマ線を広範囲かつ迅速に測定する手法。
- ※2 走行サーベイは、走行している道路周辺の空間線量率を連続的に測定するため、車内に放射線検出器を搭載し、地上に蓄積した放射性物質からのガンマ線を詳細かつ迅速に測定する手法。
- (3) 測定内容

測定区分	具体的な測定対象
(1) 住環境等	ア 空間線量率
	イ 降下物・大気浮遊じん等
	ウ 水道水
	エ 不特定多数の者が利用する施設
(2) 教育施設等	ア 学校等の施設
	イ 公園等
(3) 農林水産物等	ア 農林水産物
	イ 粗飼料
	ウ 堆肥
	エ 農用地土壌
	オ 流通食品
	カ 給食食材
(4) 産業活動	ア 工業製品・加工食品等
	イ 下水汚泥
	ウ 廃棄物
	エ 企業局工業用水道
	オ 浄水発生土

- (4) 情報の公開…測定結果については、原則、県のホームページ等を活用して速やかに公表する。

図5-3 放射線量低減に向けた取組方針 (平成24年4月)

1 基本的な考え方

- (1) 目的…県が策定した「原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針」(平成23年8月31日原発放射線影響対策本部)により実施した放射線量測定の結果等に基づき、県が市町村と連携して行う地域における放射線量低減の取り組みの基本となる考え方を示し、県民が日常生活において受ける放射線量をできるだけ速やかにかつ効率的・効果的に低減することにより、県民の安全・安心の確保に資する。
- (2) 目標…県民が日常生活から受ける追加被ばく線量(※1)は、年間1ミリシーベルト以下を目標(※2)とする。
- ※1 「追加被ばく線量」とは、自然被ばく線量及び医療被ばくを除いた被ばく線量を指すもの。
- ※2 県民が安全に暮らすため、県内全域について目指すべき目標を示したもので、国際放射線防護委員会(ICRP)勧告等の考え方によるもの。

- (3) **低減措置**…県民の追加被ばく線量のより一層の低減を図るため、放射線量を低減するための措置(以下「低減措置」という。)を行う。低減措置には、除染のほか、日常生活の支障とならない場合は、当分の間、立入制限等の措置を含むものとする。なお、低減措置を実施する目安(※)は、空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上とする。
- ※ 放射線の影響を受けやすい児童生徒等の被ばく量低減のため、国が示した「学校の校舎・校庭等の線量低減について」(平成23年8月26日付け文部科学省局長通知)における校庭・園庭の空間線量率の目安に基づくもの。
- (4) **県の役割**…県は、市町村と連携して、追加被ばく線量低減の目標の達成に向けて総合的に施策を推進するとともに、市町村が行う放射線量低減に向けた計画的な取組が円滑に進むよう必要な支援を行う。
- (5) **国への要請**…県は、国に対し次のとおり要請する。
- ア 県及び市町村等が低減措置の実施にあたり要した費用を負担すること。
- イ 県民の安全・安心の確保のために技術的支援を行うこと。
- ウ 低減措置に伴い生じた土壌等及び廃棄物の保管場所の確保及び処分の実施並びに森林、農地及び河川の具体的な除染の方法等の決定等の必要な恒久対策を速やかに講じること。

2 低減措置の対象等

- (1) **地域**…低減措置を行う地域は、県内全域とする。
- (2) **対象**…低減措置を行う対象は、当分の間、県民が日常生活において関わる箇所(以下「生活圏」という。)とし、その優先順位は次のとおりとする。
- ①学校等の施設 ②不特定多数の人が利用する施設 ③その他の生活圏

3 低減措置の実施

- (1) **実施者**…低減措置は、対象箇所の所有者、管理者又は占有者が実施することを基本とする。なお、県民生活の安全・安心を速やかに確保する観点から、地域住民や地域のコミュニティ及びボランティアがその居住地域等で行う低減措置についても推奨する。
- (2) **実施方法**…実施者は、低減措置を行うにあたり、国のガイドライン(※)等を踏まえ効率的・効果的に、また、対象ごとに適切な方法で行う。なお、空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の箇所が判明した場合は、速やかに低減措置を実施するものとする。
- ※ 「市町村による除染実施ガイドライン」(平成23年8月26日原子力災害対策本部)、「放射性物質による局所的汚染箇所への対処ガイドライン」(平成24年3月環境省)、「岩手県放射線量低減マニュアル」(平成24年3月岩手県原発放射線影響対策本部)
- (3) **支援**…県は市町村と連携し、実施者に対し必要な支援(※)を行う。なお、県は、空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の箇所を有する公共施設(学校等の施設については、私立施設を含む。)に対し市町村が行う低減措置について財政的支援を行う。
- ※ 支援の具体例
- ・直接的支援：作業に要する物品の供与、測定の実施、測定器の貸与等
 - ・技術的助言：低減措置の方法、測定方法の指導及び助言、測定結果評価への助言等
 - ・費用請求に係る支援：原因者から補償を受けるための法的・事務的な助言及び情報提供等

4 低減措置により生じた土壌等及び廃棄物の管理等

- (1) **土壌等**…実施者は、低減措置に伴い生じた土壌等の保管場所を確保するとともに、国の処分方針が定まるまでの間、国のガイドライン等を踏まえ適切な方法により保管及び管理するものとする。なお、県及び市町村等は、実施者が行う保管場所の確保並びに保管及び管理に協力する。
- (2) **廃棄物**…実施者は、低減措置により生じた廃棄物(放射性物質に汚染された土壌等を除く。)について、廃棄物関係法令等(※)に従い適正に処理する。
- ※廃棄物関係法令等
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ・平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

5 情報提供

県及び市町村は、自らが公共施設に対して行った低減措置の内容や実施後の空間線量率の結果等を公表するとともに、県や市町村等が支援した低減措置の実施結果についても、実施者の協力を得て、県民に対し情報提供を行うよう努めるものとする。なお、情報の提供に際しては、ホームページ上へ掲載する等、県民に分かりやすい形で行うものとする。

図5-4 県産食材等の安全確保方針 (平成24年4月)

1 基本的な考え方

- (1) **目的**…この方針は、原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響を踏まえ、県が、県産食材等を対象とした検査の実施や安全な県産食材等を提供していくための措置を講じるとともに、農林漁業者の経営継続に係る支援を行うほか、検査結果の速やかな公表等県産食材等の安全性に係る情報を提供することにより、消費者の安全・安心の確保と風評被害の防止を図ることを目的とする。
- (2) **県産食材等の定義**…この方針において、「県産食材等」とは、本県で生産(収穫・漁獲)された農林水産物、消費者向けに販売の用に供する食品(以下「流通食品」という。)及び給食食材とする。

2 生産環境の安全確保

県は、県内で生産される農林水産物への放射性物質の影響を回避し、生産環境の安全性を確保するため、次の取組を行うものとする。

- (1) **放射性物質濃度の検査**…別表1の堆肥等について、放射性物質濃度の検査を実施するものとする。
- (2) **利用自粛等の要請**…(1)の検査の結果、国の定める指標等(農林水産省が、食品衛生法上問題のない農畜水産物の生産を確保する観点から定めた値をいう。以下同じ。)を超える放射性物質が検出された場合は、直ちに関係事業者に対し、これらの検査対象となった堆肥等の利用、流通及び譲渡(以下「利用等」という。)の自粛を要請するものとする。また、国から県に原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づく指示があった場合は、関係事業者に対して所要の要請をするものとする。
- (3) **利用自粛等の要請の解除**…利用等の自粛の要請を継続する状態が解消されたと認められる場合又は国から解除に係る指示があった場合は、利用等の自粛等の要請を解除するものとする。
- (4) **指標等を超えた堆肥等の適切な管理等**…(1)の検査の結果、指標等を超えた堆肥等については、国の指導等に基づき、放射性物質濃度を低減させるための取組並びに管理及び処分が適切に行われるよう、関係事業者に対し要請するものとする。

3 県産食材等の安全確保

県は、消費者へ安全な県産食材等を提供するため、次の取組を行うものとする。

- (1) **放射性物質濃度の検査**
 - ア **農林水産物の検査**…別表2の農林水産物について、収穫・漁獲時期等を考慮しながら、主要産地等で試料を採取し、生産物の放射性物質濃度の検査を実施するものとする。
 - イ **流通食品の検査**…流通食品について、計画的な検査を実施するものとする。また、食品衛生上の危害が発生するおそれのあると認められる場合には、上記に関わらず必要な検査を実施するものとする。
 - ウ **給食食材**…給食等に使用する予定の食材について、定期的に放射性物質濃度の測定を行うものとする。
- (2) **出荷自粛の要請等**
 - ア **出荷自粛・自主回収**…(1)の検査の結果、国の定める基準値(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項に基づく食品中の放射性物質に係る基準値をいう。以下同じ。)を超える放射性物質が検出された場合は、直ちに出荷団体等に対して出荷の自粛及び自主的な回収を要請するものとする。
 - イ **出荷制限**…原子力災害対策特別措置法に基づき、国から県に対する出荷制限の指示があった場合は、出荷団体等に対して出荷を差し控えるよう要請するものとする。
 - ウ **流通状況の確認・自主回収**…ア又はイの場合、卸売市場やスーパー・小売店等の食品関連事業者に対し、当該食材を販売・使用することのないよう要請するとともに、保健所等の食品衛生監視員が販売状況を確認するものとする。なお、当該食材の販売・使用が確認された場合には、直ちに店頭からの撤去及び回収等の措置を講じるよう、食品関連事業者に要請するものとする。
- (3) **出荷自粛の要請の解除**…出荷自粛の要請を継続する状態が解消されたと認められる場合又は国から出荷制限の解除に係る指示があった場合は、出荷自粛の要請を解除するものとする。
- (4) **基準値を超えた県産食材等の適切な管理**…(1)の検査の結果、基準値を超えた県産食材等については、国の指導等に基づき、管理や処分が適切に行われるよう、出荷団体等、食品関連事業者及び給食を提供する学校等の設置者に対し要請するものとする。
- (5) **基準値を超えた流通食品に対する措置等**…(1)のイの検査の結果、基準値超過が確認された場合は、食品衛生法に基づき、違反食品等に関する回収・廃棄命令等の危害を除去するための必要な措置を講じるとともに、当該情報の迅速な公表に努めるものとする。

4 農林漁業者等への支援

県は、放射性物質の影響により被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、次に掲げる支援等を行うものとする。

- (1) 経営継続に係る支援…生産技術等の助言指導、経営資金の融資や安定生産に向けた取組に対する補助など、被害農林漁業者が今後も経営を継続するために必要な支援を行うものとする。
- (2) 東京電力株式会社に対する損害賠償請求に係る助言等…被害農林漁業者や関係団体が東京電力株式会社に対し損害賠償請求を行う場合には、これらの者の要請に応じ、損害賠償請求に係る助言等を行うものとする。また、十分かつ迅速な損害賠償が行われるよう、国が責任をもって必要な措置を講じるよう、国に対し要望するものとする。

5 消費者への県産食材等の安全性に関する情報提供

県は、市町村や関係団体と連携して、県産食材等の放射性物質濃度の検査結果や、安全な県産食材等を提供するための取組状況を速やかに公表するとともに、県産食材等の安全性を広くアピールする取組を積極的に展開することにより、消費者の安全・安心の確保や風評被害の防止に向け取り組むものとする。

■別表 1

検査・調査対象品目	対象区域	実施時期
牛ふん堆肥	牧草から 300Bq/kg を超える放射性物質濃度が測定された市町村	随時
粗飼料	全市町村	収穫時期
農用地土壌	県内全域(農作物の適切な生産管理に係る調査・研究のため、放射性物質濃度を測定)	随時
原木・ほだ木	県内全域(全戸)	随時

■別表 2

検査・調査対象品目	対象区域	実施時期
米、麦等の穀類、野菜、果樹、原乳、豚肉、鶏肉、鶏卵、特用林産物、水産物	「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部)など国が示す枠組みに沿って設定	
牛肉	全市町村(全戸検査・全頭検査)	出荷時

※検査対象品目については、状況を勘案し適宜拡大を図っていくこととする。

測定・検査の実施と 各種措置の状況

1 空間線量率の測定と モニタリングポストの増設

原発事故による放射性物質の影響は長期間にわたるものと考えられることから、期限を設けずに測定している。また、測定地域は県内全域としているが、これまでの測定結果や航空機モニタリング等での測定結果が比較的高い値を示した地域の測定を優先して対応することとした。

空間線量率については、国からの委託事業として昭和62年度から盛岡市のモニタリングポストで測定してきたが、原発事故を受け、平成23年12月に一関市、大船渡市、宮古市の3カ所に、さらに平成24年3月には、花巻市、奥州市、釜石市、久慈市、二戸市、滝沢村の6カ所にモニタリングポストを増設し、測定体制を強化した(図5-5)。平成23年12月からは、24時間体制で測定している結果を、県公式ホームページで公表している。

なお、原発事故発生以前から空間線量率を測定している盛岡市の測定結果は、平成23年4月以降も事故以前のレベルで推移している。

2 降下物等の測定

降下物・大気浮遊じん等については、定時降水(降水日)、月間降下物(毎月)、水道水(陸水・3カ月ごと)、大気浮遊じん(3カ月ごと)、その他の環境試料(年1~2回)の放射性物質濃度を測定している。国からの委託事業として、昭和62年度から盛岡市において測定してきたが、原発事故後、平成23年3月から12月までの間、降下物及び水道水については、国の指示により測定頻度を高め、毎日測定した。平成23年5月以降は検出できない濃度にまで低下したことから、国の指示により、平成24年1月からは分析精度を高めつつ、本来の月単位又は3カ月単位の測定としている。分析精度を高めたことにより検出下限値が従前の100分の1程度になり、ごく微量の放射性セシウムも可能な状況である。米、牛乳、魚介類、土壌、海水及び海底土等の環境試料については、年1~2回測定している。

図5-5 放射線モニタリングシステム配置図



水道水(県実施分)については、広域的なモニタリングを実施するため、県内4カ所(盛岡市、一関市、奥州市、平泉町)において、浄水中の放射性物質濃度をゲルマニウム半導体検出器により測定し、測定結果は、県ホームページ上に掲載している。

3 県立病院等での 空間線量率の測定

不特定多数の人が利用する施設のうち、県立病院については、一関、奥州地区に所在するものは原則3カ月ごと、その他の県立病院等では原則6カ月ごとに空間線量率を測定することとした。測定場所は、正面玄関前及び駐車場、院内保育所等で、平成23年度は全施設について空間線量率を1回測定した。

医療施設及び福祉施設については、いわてリハビリテーションセンター(雫石町)の玄関周辺、駐車場のほか、放射性物質が溜まりやすい雨どいの下などにおいて、福祉の里センター(大船渡市)とふれあいランド岩手(盛岡市)では、玄関周辺、駐車場、屋外施設のほか、雨どいの下などにおいて、空間線量率をそれぞれ6カ月に1回以上測定した。

警察庁舎については、県内にある20庁舎のうち、奥州市及び一関市に所在する警察庁舎4カ所（一関署、千厩署、水沢署、江刺署）については県所管施設測定頻度に準じ3カ月に1回程度、それ以外の庁舎についても6カ月に1回程度、空間線量率の測定を行う方針とし、平成23年度は全警察庁舎において1回測定を実施した。

4 県庁舎や公共施設での測定

県庁舎・合同庁舎等については、一関・奥州地区合同庁舎は3カ月に1回、その他の庁舎等（県庁舎、一関・奥州地区以外の地区合同庁舎、岩手県公会堂、岩手県消防学校、岩手県立総合防災センター、知事公館、防災航空センター、旧盛岡短期大学校舎）では6カ月に1回、空間線量率を測定することとし、平成23年度は、施設を管理する機関において測定した。

公共施設では、いわて県民情報交流センター（アイーナ）（盛岡市）、平庭高原自然交流館「しらかばの湯」（久慈市）、平庭高原体験学習館「森のこだま館」（葛巻町）で6カ月に1回以上、空間線量率を測定することとした。

駐車場等については、県営内丸駐車場（盛岡市）、花巻空港駐車場（花巻市）、都南浄化センター（盛岡市）、北上浄化センター（北上市）、水沢浄化センター（奥州市）、一関浄化センター（一関市）において、年2回空間線量率を測定することとし、平成23年度は試験的に1回実施した。

5 児童福祉施設等での測定と除染

児童福祉施設等についても、県立の児童福祉施設等の前庭、屋外の子どもが活動する場、雨どいの下などの空間線量率を測定することとし、一関児童相談所は毎月1回以上、福祉総合相談センター（盛岡市）、県立杜陵学園（盛岡市）、県立療育センター（盛岡市）、いわて子どもの森（一戸町）、宮古児童相談所（宮古市）は2カ月に1回以上、その他の児童福祉施設等については、施設利用の状況に応じ、空間線量率を測定することとした。また、市町村等が実施する保育所等の測定は、空間線量率の調査に要する経費への県の補助事業（補助率1/2）を活用し、空間線量率の測定等を促進していくこととした。

平成23年8月から10月にかけて県立の児童福祉施設について空間線量率を測定した結果、一関児童相談所以外の5施設は低減措置を講じる目安（1マイクロシーベルト以上）未満であったが、目安を超

えた一関児童相談所においては除染を実施し、除染後は目安未満の値となった。

県立看護学校については、一関高等看護学院では3カ月に1回以上、宮古高等看護学院、二戸高等看護学院では6カ月に1回以上、校舎や寄宿舎の敷地内の雨どいの下などで測定することとした。平成23年度は、宮古高等看護学院において、校舎や寄宿舎の敷地内の高い値が測定されやすい個所で測定を実施したが、除染の目安となる値未満の値であった。

6 県立学校等での測定と除染

県立学校については業者委託により、平成23年9月～11月にかけて県立学校全82校の校地内の空間線量率を測定した。測定の結果、高い値が検出された県南地区の10校について、低減措置として除染を実施した。

その後においても、各県立学校において、職員が定期的（原則月1回）に、校庭や雨どい、側溝など（高等学校：地上1m、支援学校：地上50cm）の空間線量率を測定することとした。測定の結果、高い値が検出された場合は、速やかに除染作業を行うこととした。

県教育委員会所管の社会体育施設（県営運動公園、県営体育館、県営野球場等）、社会教育施設（県立県南青少年の家、県立陸中海岸青少年の家、県立県北青少年の家）、文化施設（県民会館、県立美術館、県立博物館）では、各施設の指定管理者が、定期的に敷地内の空間線量率を測定することとした。



除染作業の様子①



除染作業の様子②



除染作業の様子③



除染作業の様子④

7 市町村立学校等の測定と除染に対する支援

市町村立学校・私立学校について、県は、市町村等が実施する空間線量率の測定及び除染に要する経費に対し補助（補助率 1/2）を行うとともに、希望する市町村に対し測定機器を貸与している。私立学校については、各学校設置者が、それぞれ必要に応じて測定機器を購入、借用するなどして調査を実施したが、県では、私立学校運営費補助により経費の一部を助成した（補助率 1/2）。また、平成 23 年 7

月～9月、他の地域と比べて空間線量率が比較的高い値を示している県南地区の小中学校の一部を抽出し、校庭の空間線量率及びプールの水のサンプリング調査を実施し、健康に影響を与えるレベルでないことを確認した。

8 公園等の測定

県は地表付近の放射線の状況を把握するため、平成 23 年度は 6 月～7 月にかけて県内全市町村の測定を実施したほか、県南地域の奥州市、一関市及び平泉町の庁舎及び公園の測定を毎月実施した。また、平成 23 年 11 月から県独自に各地区合同庁舎に整備したサーベイメータにより、各地区合同庁舎及び公園など県内 55 カ所の測定を毎月 1 回、継続して実施している。

都市公園では、県が所管する県立都市公園（御所湖広域公園、花巻広域公園、内丸緑地）について、定期的に空間線量率を測定し結果を公表している。冬期間は閉園となることから 4 月から 11 月までの間、概ね 2 カ月に 1 回の頻度で年 4 回の測定を実施している。

9 農林水産物の測定

県は、国内における農林水産物の主要な産地として、消費者に安全な県産農林水産物を供給していく観点から、農林水産物の放射性物質濃度を測定するとともに、農林水産物の生産に係る飼料、肥料等の生産環境についても測定した。

農林水産物は、本県で生産されるものを対象に、収穫・漁獲時期等を考慮しながら、主要産地等において試料を採取し、放射性物質濃度を測定することとした。

穀物では、全市町村の米、県内全域の麦類、大豆、そば及び主な産地の雑穀を測定した。

野菜では、主な産地のきゅうり、トマト、ピーマン、なす、だいこん、さといも、たまねぎ、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、はくさい、アスパラガス、しゅんぎく、えだまめ、さやいんげん、いちご、チンゲンサイ、かぶ、しそ、せり、みょうが、じゃがいも等を測定した。

果樹では、主な産地のりんご、ぶどう、西洋なし、おうとう、かき、うめ、すもも、もも、ブルーベリー、日本なしを測定した。

畜産物では、牛肉の安全性確保のための肉用牛全頭検査のほか、原乳、豚肉、鶏肉、鶏卵を測定した。

特用林産物では、原木生しいたけ（施設）、原木

生しいたけ（露地）、乾しいたけを全戸調査としたほか、主な産地の菌床しいたけ、その他きのこ類（栽培）、野生きのこ類、山菜（栽培・野生）、野生クリ等を測定対象とした。

水産物では、魚類（海面）について、水揚げ時期、水揚げ量を考慮して測定調査を実施することとし、スルメイカ、秋サケ、タラ類、サバ類、ブリ類、カレイ類、ソイ・メバル類、アイナメ、ミズダコ等を測定対象とした。魚類（淡水）は、イワナ、ヤマメ、ウグイなどの遊魚や川魚を対象魚種に、魚種ごとの採捕時期に測定した。

生産環境について、粗飼料については、県内全域の牧草・飼料作物を測定することとし、堆肥については、牧草の放射性セシウム濃度が1kg当たり300ベクレルを超える市町村等の牛ふん堆肥を測定対象とした。

また、平成23年度に農林水産省技術会議と連携して、県内160地点の農地土壌中の放射線セシウムの精密調査を行い、文部科学省が実施した「航空機モニタリング結果」と併せて「岩手県農地土壌の放射性物質濃度分布図」を県ホームページ等で県民に公開するなど、正確で迅速な情報提供に努めた。

さらに、土壌から農作物への吸収・移行等に関する調査研究を行い、得られた知見に基づき「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル」（平成24年2月策定）を作成し、生産者の不安の払拭と安全な農産物の生産に供した。

10 流通食品の測定

流通食品については、食品衛生法に基づく収去検査により放射性物質濃度を測定した。検体数及び検査頻度については、岩手県食品衛生監視指導計画に基づく年間計画により、毎月概ね10検体について検査を実施した。また、放射性セシウムに汚染された稲わらを給与された疑いのある牛肉の流通調査も継続実施し、平成23年度58件の検査を実施した。

11 給食食材の測定

学校給食等食材については、完全給食実施校で、各学校の調理施設で給食調理をしている県立学校11校（盛岡視覚支援学校、盛岡聴覚支援学校、盛岡となん支援学校、盛岡峰南高等支援学校、花巻清風支援学校、前沢明峰支援学校、気仙光陵支援学校、久慈拓陽支援学校、杜陵高等学校、盛岡工業高等学校、釜石高等学校）に測定機器を設置し、測定体制を整備した上で、平成24年6月から測定を開始した。

測定対象食材は、産直や個人農家などから直接仕入れる地場産物（野菜類）等で使用量の多いものを中心とし、測定時期は学校給食提供日以前とした。県立学校が、給食で使用する予定の食材について放射性物質濃度の測定を行い、再検査（国が定める食品中の放射性物質の基準値の1/2以上の値が出た場合に実施）においても国が定める基準値を超える結果となった場合は、給食食材として使用しないこととした。

また、県では、市町村が学校給食等食材の放射性物質濃度測定検査機器を購入する際の費用に対し、1台当たり275万円を上限としてその1/2を補助し、市町村の測定体制整備を支援した。

12 工業製品や加工食品等の測定

工業製品・加工食品等については、県内企業が生産する製品で輸出先（代理店を含む）もしくは取引先から空間線量率や放射性物質濃度の測定を求められた場合等に、当該製品の製造企業等の依頼に基づき、県が測定した。平成23年度は、事業者の依頼に応じて72回、329点の表面汚染の測定を実施した。平成23年秋ごろから、食品や木材等の、内部汚染の測定への要望・問い合わせが増加したことから、平成24年3月中旬にゲルマニウム半導体検出器を導入し、平成24年度からは内部汚染の測定を対象に追加した。

下水汚泥については、下水道施設等（浄化センター）から排出される下水汚泥（脱水汚泥・焼却灰）の放射性物質濃度を測定した。また、焼却灰を排出している県の浄化センターにおいては、作業従事者や周辺住民への影響を把握するため、施設敷地境界等での空間線量率を測定した。

廃棄物処理施設については、放射性物質汚染対処特別措置法（以下「特措法」）により、特定一般廃棄物処理施設や特定産業廃棄物処理施設に対してモニタリング及び記録が義務付けられたことから、これらの施設の空間線量率等の測定状況の確認を行った。

13 災害廃棄物の測定

災害廃棄物については、環境省が示した広域処理を行うための「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」に基づいて、放射性物質濃度及び空間線量率の測定を行った。また、県内外の処理先から、災害廃棄物の放射性物質濃度測定を求められた場合も、集積場所で測定を

行った。平成23年度は、このガイドラインに基づき、久慈市、宮古市、陸前高田市、洋野町、山田町、大槌町、野田村、普代村、田野畑村の9市町村で災害廃棄物の放射性物質濃度を測定した。平成24年度はさらに釜石市、大船渡市、岩泉町の3市町を加えた12市町村で実施している。県が破碎選別を行う久慈地区、宮古地区、山田地区、及び大槌地区では、毎日空間線量率の測定を行っている。

14 工業用水の測定

県企業局では、安全な工業用水を供給するため、工業用水の放射性物質濃度を測定した。また、工業用水製造の過程で排出される脱水汚泥の処理（再生利用・最終処分）を適切に行うため、特措法に基づき放射性物質濃度を測定した。さらに、工業用水製造の過程で排出される脱水汚泥を保管する施設において、作業従事者や周辺住民への影響を把握するため、特措法に基づき敷地境界等（保管場所の境界及び施設の敷地境界）での空間線量率を測定した。

市町村及び水道企業団が実施する水道事業において、急速ろ過などの浄水方法を採用している浄水場からの浄水発生土については、その処理（再生利用、最終処分）を適切に行うため、放射性物質濃度を測定した。平成23年度は、6月から12月にかけて、14の浄水場において10事業者が測定を実施し、これまでの測定結果は、国が示す埋立処分や保管の基準となっている1kg当たり8,000ベクレルを下回っている。

15 低減措置等の実施状況

これまでに本節で触れたものも含め、平成23年度に除染等の低減措置を実施した学校及び不特定多数の人が利用する施設の数、次のとおりであった。**盛岡市 [26 施設]、宮古市 [1 施設]、大船渡市 [25 施設]、花巻市 [2 施設]、北上市 [3 施設]、一関市 [323 施設]、陸前高田市 [12 施設]、奥州市 [133 施設]、滝沢村 [3 施設]、金ヶ崎町 [7 施設]、平泉町 [15 施設]、山田町 [2 施設] 計 / 552 施設**

また、平成23年度に放射性物質濃度を測定した県産農林水産物のうち、肉牛、乾しいたけ及び原木生しいたけが国の定める暫定規制値（1kg当たり500ベクレル）を超過し、出荷自粛等の措置がとられた。

平成24年4月1日、食品中の放射性物質の新たな基準値が施行され、きのこと類や山菜類など一部の

品目で基準値を超える値が測定され、出荷自粛等の措置がとられた（平成24年11月30日現在）。

16 放射線の影響に関する健康相談の実施

原発事故の発生を受け、厚生労働省から平成23年3月18日付で、福島県からの避難者等に対する健康相談や体表面汚染に係るサーベイランス（福島県で実施した緊急被ばくスクリーニングと同様）の実施等について通知があった。

これを受け、平成23年3月19日から県央、中部、奥州、一関及び盛岡市の各保健所に原発事故に関する健康相談窓口を設置し、福島県からの避難者等に対する相談対応及びGM管式サーベイメータを用いた体表面汚染の測定等を行った。

厚生労働省の通知に基づく相談窓口設置以前から対応した分も含め、平成23年9月末までに281人の相談に対応し、このうち、216人に対して放射線量の測定を行った。

17 子どもの放射線健康影響調査の実施

県では、大人に比べて放射線による影響（感受性）が高い可能性がある子どもの内部被ばく状況を把握するため、独自の対応として、県内で比較的空間線量の高い県南部を中心に、15歳以下の住民132人を対象として放射線健康影響調査（尿中放射性物質サンプリング調査：平成23年12月1日～平成24年3月2日）を行った。

調査方法は、原則として2日以上連続して2リットル以上の尿を採取してもらい、県環境保健研究センターのゲルマニウム半導体検出器により放射性物質量を測定するもので、専用のアプリケーションソフトにより預託実効線量（生涯類型の内部被ばく線量）を推計・評価した。

調査結果について、医師や研究者などから成る有識者会議において、「放射性セシウムによる預託実効線量は、全員が1ミリシーベルトをはるかに下回っていることから、放射線による健康影響は極めて小さいと考えられる。」との評価とともに、県民に向けた生活上の留意事項として、「今回の調査結果を踏まえると、これまでと同様の食生活を継続しても健康に影響が及ぶとは考えにくい状況である。」との助言が得られた。

なお、平成24年度には、同一の調査対象者に対する継続調査を実施している。

放射線影響をめぐる
その他の動き1 県南3市町が汚染状況重点
調査地域に指定

文部科学省は、平成23年9月から10月にかけて本県全域で航空機を用いたモニタリングを実施し、その結果を11月11日に公表した。延べ70回の飛行調査を行い、地表から1mの高さの放射線量（空間線量率）と地上に沈着した放射性セシウムの量を測定した。その結果、放射線量は県内の大部分の地域が毎時0.1マイクロシーベルト以下だったが、県南部の奥州市、一関市、平泉町では、毎時0.1マイクロシーベルトを超え、0.5マイクロシーベルト以下の地域があった。国では、長期的な目標として、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）以下を目指すとしている。

一関市、奥州市及び平泉町は、放射線物質汚染対処特別措置法に基づき、平成23年12月に汚染状況重点調査地域に指定された。現在、除染実施計画に基づき、国の支援により平成25年度までの完了を目指して除染を進めている。

2 東京電力(株)に対する
損害賠償請求

原子力損害の賠償に関する法律により、原子炉の運転等により原子力損害（原発事故等と相当因果関係が認められる損害）を与えたときは、原子力事業者が損害賠償責任を負うこととなっており、福島原発の事故による原子力損害については、東京電力(株)が賠償責任を負うこととなる。

この損害賠償に関する県内の動きは、以下のとおりである。

- 平成23年9月30日：JAグループが東京電力(株)へ農畜産物損害賠償請求(第1次)を行った。以降、JAグループは毎月請求を行い、平成24年10月31日までに13次にわたる請求を実施。
- 10月20日：東京電力(株)から県に対し公式な謝罪。
- 平成24年1月26日：県は、県内全市町村と協調して、東京電力(株)に損害賠償請求(第1次)を実施。

- 3月7日：県から東京電力(株)に対し、損害賠償に関し緊急要請(本県を観光業の風評被害による損害賠償の対象地域として認めるよう要請)。
- 4月23日：県から東京電力(株)に対し、国内団体旅行、特に修学旅行について、早急に因果関係を認め、賠償に応じるよう要請。
- 6月20日：県及び市町村が、東京電力(株)へ第2次損害賠償請求を実施。
- 7月25日：知事並びに市長会代表及び町村長会代表と、東京電力(株)廣瀬社長が会談。
- 10月18日：東京電力(株)が、風評被害を受けた観光業者への賠償の対象地域を、従来の福島県から東北全域に拡大することを発表。

一方では、多くの事業者が、未だ損害賠償の対象や手続き等がわからない状況にある。県は、関係団体を通じて被害の把握に努めるとともに、事業者を対象とした説明会を開催するなど、被害状況・内容等に応じた支援を実施してきた。

なお、県の損害については、市町村と連携しながら、東京電力(株)に対して賠償請求を行ってきた。

東京電力(株)に対しては、広く責任を認め、速やかに賠償を行うよう強く求めるとともに、国に対しては、十分かつ迅速な損害賠償が行われるよう、必要な措置を講じるように働きかけている。

第5章

放射線対策
の概要

コラム

Column

仏像となってふるさとに
帰った高田松原の松の木

毎年8月16日に行われる京都の五山送り火。夜空を焦がす山肌の「大文字」の炎で知られ、お盆に帰った故人の霊を再び冥土へ送り出す伝統の行事である。

大津波によってなぎ倒された陸前高田市の名勝「高田松原」の松の木を「大文字」の護摩木として燃やし、犠牲者の霊を慰めよう——ボランティアで陸前高田市を訪れた九州の芸術家が発案し、この計画がスタートしたのは平成23年6月中旬のこと。「大文字」の送り火を主催する大文字保存会の了承も得られ、陸前高田市では着々と準備が進められた。集められ、形を整えて作られた護摩木は約300本。その1本1本に、被災者が「津波で死なせてゴメン」「みんなで力を合わせてがんばろう」などと亡くなった家族への思いや復興に向けたメッセージを書き込んだ。7月下旬、護摩木の放射性物質を検査。結果は放射性ヨウ素、放射性セシウムともに「不検出」だった（検出下限：1kg当たり10ベクレル）。

しかし計画が報道されると、「放射性物質は大丈夫か」「燃やした灰が琵琶湖に落ちて水が飲めなくなるのでは」「子どもに後遺症が出たらどうするのか」などと心配する電話が大文字保存会や京都市に数十件寄せられ、大文字保存会は8月4日に「地域の心配を完全には払拭できない」として中止を決断。用意された護摩木は京都に運ばれることなく8月8日に陸前高田市で迎え火として燃やされた。被災者が書いた思いやメッセージはすべて写真に撮られ、京都で別の護摩木に書き写されて8月16日の五山送り火で燃やされることとなった。

一方で、事態は二転三転していく。

中止に対して「被災地の心情を踏みにじるのか」「京都を見損なった」などの批判や抗議が300件以上も殺到、これを受けて京都市は新たに陸前高田市の松で出来た薪500本を取り寄せ、大文字保存会をはじめとする五山の各保存会の協力の下、五山送り火で燃やすことに。ところが、8月11日に京都市役所に届いた500本の薪を検査したところ、表皮の部分から1kg当たり1,130ベクレルの放射性セシウムが検出された。京都市は翌12日、「計画は、放射性物質が含まれていないことを前提にしていた。断念せざるを得ない」と再び

中止を発表した。出番を失った陸前高田市の薪は京都市の施設で保管されることになった。

それから1年3カ月が経った平成24年11月8日、保管されていた薪は新たな命を吹き込まれて蘇り、ふるさと陸前高田市に帰って来た。翌日の「岩手日報」は次のように報じている。

「京都市の星川茂一副市長らは8日、陸前高田市役所を訪れ、戸羽太市長に同市の被災松で作った仏像20体と『絆がんばっべし』と彫られた扁額を手渡した。被災松は京都市の夏の伝統行事『五山の送り火』で昨年燃やす計画が中止となったもの。星川副市長は陸前高田市への継続支援に積極姿勢を示した。/同日は星川副市長のほか、仏像を制作した京都伝統工芸大学の須藤光昭教授と学生らが訪れ、仏像と被災した松で制作した縦50センチ、横2メートルほどの扁額を贈った。/仏像は高さ約15センチ。まぎの中心部を使い、学生たちが復興への思いを込めて作り上げた。戸羽市長は『京都市には職員派遣などでお世話になっている。一体一体に心を込めてもらった思いを受け止めたい』と述べた。/京都市は今年の『五山の送り火』で燃やすため被災した松のまきを取り寄せたが、表皮部分から放射性物質が検出され、使用を断念し保管していた。/星川副市長は『胸のつかえが取れたような気がする。継続的な職員派遣など今後も支援を続けたい』と語った。」

禍転じて福となす。風評により騒動を巻き起こした松を縁として、両市は強い絆で結ばれた。京都では、くだんの薪を使って300体の仏像を作り、さらに陸前高田市の人々に贈りたいとしている。



岩手県東日本大震災津波の記録